

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

都市整備部建築課

監査期間 令和4年5月17日から
令和4年5月26日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由が不明確なものがあった。	今後は、予定価格、性質、特定施設等の要件を見極めるとともに、正当な理由を明記します。	
災害時における市営住宅一時使用事務において、行政財産使用許可申請書に必要な災証明書等が添付されていないものがあった。	西尾市が市営住宅の管理者であるため、被害状況及び住民情報の確認ができるので、災証明書と住民票の添付の必要はないと考えています。今後は、その旨を決裁文書に明記するようにします。(被災者が市営住宅居住者の場合のみ)	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。